

記 載 上 の 注 意

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

【必ず記載する項目】

- ☐「1 住所・電話番号」
- ☐「2 氏名」
- ☐「6 この申告に対応する者の係及び氏名・電話番号」……………申告の内容についての質問に回答できる方の氏名を記載してください。
- ☐「15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」
- ☐「16 借用資産の有無・貸主の名称等」
- ☐「取得価額」……………前年中に取得したもの（ハ）欄、計（ニ）欄に、本町に所在する資産について、種類別に取得価額の合計を記載してください。下段の評価額（ホ）欄以下の記載は不要です。

※該当資産がない場合は、「18 備考」の欄（申告書の右下）に「該当なし」として提出してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）

【必ず記載する項目】

- ☐「所有者名」
- ☐「資産の種類」……………次の数字で記載してください。

構築物＝1	機械及び装置＝2	船舶＝3
航空機＝4	車両及び運搬具＝5	工具器具及び備品＝6
- ☐「資産の名称等」
- ☐「数量」……………数のみを記載してください。単位は不要です。
- ☐「取得年月」……………「年号」は次の数字で記載してください。

昭和＝3	平成＝4	令和＝5
------	------	------
- ☐「取得価額」
- ☐「耐用年数」……………総務省提供の法令検索・閲覧システム「e-Gov法令検索」から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で確認できます。
- ☐「増加事由」……………該当番号を○で囲んでください。

新品取得＝1	中古品取得＝2
移動による受入れ＝3	その他＝4
- ☐「摘要」……………①課税標準の特例に該当する資産がある場合は、必ず該当する条項を「摘要」欄に記載してください。また、その証明等がありましたら写しを添付してください。
②前年前取得の資産がある場合で、法改正による機械の耐用年数変更にかかる資産がある場合は、「摘要欄」に法改正前の耐用年数を記載してください。

【記載しない項目】

「資産コード」

【記載しないでよい項目】

「減価残存率」、「価格」、「課税標準額」

3. 申告書の控えについて

申告書の控えが必要な場合は、申告書記入後にご自身でコピーをとり、保管してください。控えへの受付印の押なつをご希望の方は、受付を申告書と控えをご持参いただければ、窓口にて受付印を押なつします。

申告書を郵送される方で、控えの返送をご希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。